平成２３年（フ）第７１０号
広島県大竹市立戸１丁目９番７号
債務者　高中　克己
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７４４号
広島県安芸郡海田町昭和中町９番２―４号
債務者　重田　華奈
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５１号
広島市東区福田１丁目2577番地の12
債務者　栗栖　行人
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５２号
広島市東区福田１丁目2577番地の12
債務者　栗栖八重子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８０８号
広島市東区馬木７丁目497番地の６
債務者　高尾由美子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８３０号
広島市中区基町19番１―1942号
債務者　藤本美紀子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１０号
広島市安佐南区祇園３丁目49番16―103号
債務者　秋山冨有子
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１１号
広島市安佐南区祇園３丁目49番16―103号
債務者　秋山　千鶴
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２号
愛媛県新居浜市宇高町１丁目３番133号
桜ヶ丘マンションⅠ棟340号
債務者　濱田　律子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１２１号
福岡県飯塚市伊岐須811番地１　メゾン山美Ⅰ38号、住民票上の住所福岡県嘉麻市上山田335番地５
債務者　松岡　一郎
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第６２号
福岡県三潴郡大木町大字大角1615番地３　メゾンド大溝113号室
債務者　市丸　礼子（旧姓藤嶋）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
長崎県対馬市美津島町雞知乙500番地１中庭ハイツ16―３、前住所長崎県対馬市美津島町雞知甲241番地16
債務者　岡部　　修
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
大分市大字下徳丸34番地の２
債務者　尾立　倫生
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２６４号
宮崎市佐土原町東上那珂14776番地３
債務者　田中　　博
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０３号
宮崎市花ケ島町瀬々町1256番地１　佐藤マンション108号
債務者　安藤　真二
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３１号
宮崎県都城市下川東２丁目16号14番地13
債務者　坂元やよい（旧姓川路迫）
1　決定年月日時　平成23年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１３３号
宮崎県小林市細野725番地２、前住所宮崎県小林市南西方2038番地１十三塚団地56―３―19号
債務者　八重尾広徳
1　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
宮崎地方裁判所都城支部